

改正 2015年4月1日
2020年4月1日

2016年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則（以下「学則」という。）第76条第2項の規定に基づき、中京大学（以下「本学」という。）の試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験の実施)

第2条 試験は、学則第76条第1項の規定に基づき、履修登録した授業科目に対して行われるものとする。

(試験の種類)

第3条 試験には、定期試験及び定期試験期間外に行う試験及び追試験がある。レポート等をもって試験に代える場合もこの規程に定める各条の適用を受けるものとする。

(試験時間帯)

第4条 定期試験及び追試験を行う時間帯は、次のとおりとする。

時限	時間帯
1時限	9:30～10:30
2時限	11:00～12:00
3時限	13:00～14:00
4時限	14:30～15:30
5時限	16:00～17:00

2 A時限、B時限及びC時限の定期試験及び追試験を行う時間帯は、前項に規定する1時限又は2時限の時間帯とする。

(試験の受験資格)

第5条 試験を受けることのできる者は、履修登録した各授業科目の出席回数が総授業回数の3分の2以上かつ学費を納付している者とする。

第2章 定期試験

(定期試験)

第6条 定期試験とは、学年暦に定める定期試験期間に行う試験をいう。

(定期試験の実施)

第7条 定期試験期間に試験を行う全授業科目の時間割は、事前に公示する。

(定期試験実施の原則)

第8条 各授業科目の更に具体的な試験実施方法については担当教員の方針に従うものとするが、定期試験においては次の原則は守られるものとする。

- (1) 試験に使用する用紙は、本学所定のものとする。
- (2) 試験監督者は、受験者80人につき1人以上配置する。
- (3) 試験所要時間は、1時間以上4時間以内とする。
- (4) 試験場では試験監督者の指示に従わなければならない。
- (5) 試験を受けるときは、学生証を机上に置かなければならない。
- (6) 試験開始時間に20分以上遅刻した者は、受験を認めない。また、30分を経過しなければ退場を認めない。

(定期試験の不正行為)

第9条 定期試験における不正行為とは、その本分に違反して受験した者及びさせた者の行為が次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 受験科目の内容を記入した物品等の所持

- (2) 通信機能又は文字、画像等の記録、閲覧等の機能を有した機器の所持
- (3) 答案用紙等の交換及び貸借
- (4) 机上等に受験科目の内容を記入していた場合
- (5) 本人以外の者が受験した場合
- (6) 他の者の答案を写した場合
- (7) 試験場外から答案用紙を持ち込んだ場合
- (8) 参照を許可されていないノート・教科書等を見た場合
- (9) 口頭等による答案の授受
- (10) 参照を許可されているものを貸借した場合
- (11) 前各号の検証のための指示に従わなかった場合
- (12) 試験監督者の監督業務を著しく妨害した場合
- (13) その他前各号に準ずる行為
(不正行為の懲戒)

第10条 定期試験において不正行為を発見したときは、教務委員会で審議し、不正行為を行った者が所属する学部教授会において懲戒を決定する。この場合の懲戒は、有期停学とし、かつレポート科目及び定期試験期間外に実施される試験を除き、当該学期の定期試験期間中に定期試験が実施された全授業科目の成績評価をFとする。なお、春学期定期試験期間中に定期試験が実施された通年科目の成績評価もFとする。

(定期試験の義務違反)

第11条 定期試験における義務違反とは、次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 試験に使用する用紙が所定の用紙でない場合
- (2) 第9条第11号及び第12号の場合を除き、試験監督者の指示に従わない場合
- (3) 受験時、自己の学生証を机上に提出しない場合
- (4) その他前3号に準ずる場合

(義務違反の懲戒)

第12条 定期試験において義務違反を発見したときは、教務委員会で審議し、義務違反を行った者が所属する学部教授会において懲戒を決定する。この場合の懲戒は、当該試験科目の成績評価をFとする。なお、通年科目については、第10条に準ずる。

第3章 追試験

(追試験)

第13条 疾病その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかつた者に対して追試験を行うことがある。

(追試験の手続)

第14条 追試験を受験しようとする者は、欠席した授業科目の定期試験実施日の翌日から7日以内に、所定の定期試験欠席届に次に掲げる欠席理由を証明する書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 公共交通機関の事故・故障等による不通又は遅延 (公共交通機関の発行する事故・遅延証明書)
- (2) 病気又は負傷 (医療機関の発行する診断書)
- (3) 親族(3親等以内)の死亡又は葬儀 (死亡診断書の写し又は葬儀日程のわかる文書)
- (4) 本学の代表として出場する競技大会又は全国レベル以上の大会への出場 (当該大会のプログラム又は参加を証明する文書)
- (5) 就職活動における筆記試験、面接試験等 (試験日等を明示した文書等)
- (6) その他正当な理由として学部教授会が認めた事項 (受験できなかつた理由を証明する文書又は証明可能な書類)

2 定期試験におけるレポート科目については、前項の手続の際に、レポートを添えて提出することができる。

(追試験の実施)

第15条 前条の規定により手続された追試験対象科目の試験実施の有無、日時、方法等については、事前に通知する。

(追試験の実施時期)

第16条 追試験は、原則として学年暦に定める各学期の追試験期間に実施する。

(追試験の成績)

第17条 追試験の成績は、定期試験に準ずる。

(追試験の欠席)

第18条 追試験を欠席した者に対して再度追試験は行わない。

第4章 改廃手続

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、教務委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。